

権利関係⑩ 不動産登記法

○×式確認問題 【問題】

＊ 解答をするときは、必ずどこで判断したかを、下線を引くなどして明確にチェックを入れて、正誤判断をすること。不明なところは？マークを入れておくと後から復習しやすい。

- 1 表示登記に変更があった場合には、1 カ月 以内に変更の登記をしない場合、登記官が職権で変更の登記をすることができるが、過料に処せられることはない。
- 2 権利に関する登記の申請は、登記権利者と登記義務者が共同して行うのが原則であるので、相続または法人の合併による権利の移転の登記についても、共同で申請しなければならない。
- 3 所有権に関する登記は、共同申請主義であり、登記義務者及び登記権利者が共同でしなければならないが、単独で申請できる場合もある。
- 4 表題部に所有者として記録されている者の相続人が所有権の保存の登記を申請する場合は、所有者名で申請しなければならない。
- 5 仮登記は、登記の申請に必要な手続上の条件が具備しない場合と請求権を保全する必要がある場合に、仮登記権利者が単独で申請する。
- 6 登記の申請を共同してしなければならない者の一方に登記手続をすべきことを命ずる確定判決による登記でも、当該申請を共同してしなければならない者の他方が単独で申請することはできない。